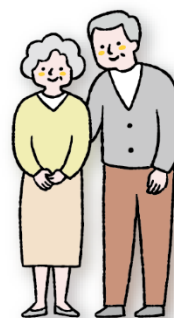




第4次

西脇市地域福祉計画



計画策定の背景・趣旨

近年、我が国では生活スタイルや価値観の多様化、核家族化などの背景から、地域の相互扶助の基盤となる人と人のつながりや、家庭や地域における支え合いが希薄化しつつあり、社会的に孤立し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。

様々な課題を抱えている人に対して、従来の課題ごとの対応に加えて、課題全体を捉えて関わっていくことの重要性が高まっています。

社会的な動向や市民ニーズは変化しており、令和2（2020）年3月に策定した「第三次西脇市地域福祉計画」の計画期間が満了することも踏まえ、今後の本市の地域福祉に関する取組の方向性の明示と複雑化・多様化していく生活課題へのより適切な対応に向けて、「第4次西脇市地域福祉計画」を策定しました。



令和8（2026）年〇月
西脇市

音声
コード

地域福祉とは

地域社会における生活課題の解決に向けて、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政が協力し、連携・協働しながら支援を行う仕組みが「地域福祉」です。

〔 具体的には 〕

- ・自分自身による努力
- ・ボランティア活動への参加
- ・健康づくり
- ・家庭での話し合い
- ・生きがいつくり
- ・福祉に関する学習など

自助

個人や家庭による自助努力

〔 具体的には 〕

- ・生活保護制度
- ・生活困窮者自立支援
- ・災害時の救援活動・避難所開設
- ・公的サービスの充実
- ・年金制度
- ・健康保険制度

公助

公的な制度としての保健、福祉、その他の関連する施策の実施

など

共助

地域における助け合いや支え合い・地域活動・ボランティア

〔 具体的には 〕

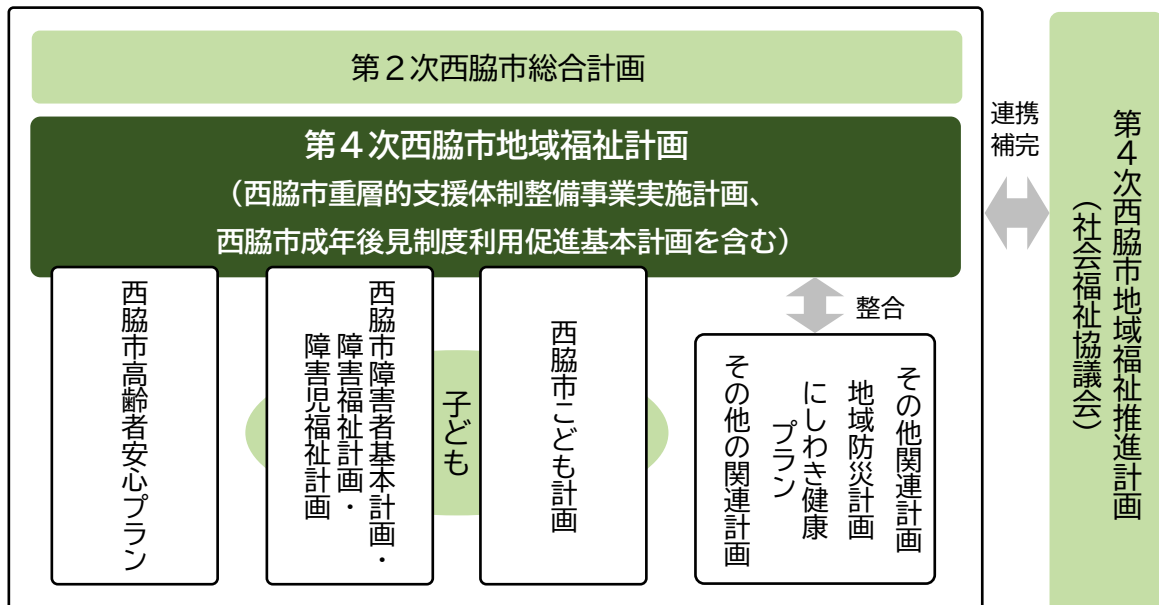
- ・隣近所や友人・知人の助け合いや支え合い
- ・地域における見守り活動
- ・地域における福祉活動の推進
- ・ボランティア活動の推進など

計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、本計画の「第4章 施策の展開 基本方向1 相談でき解決できる仕組みづくり 施策2 包括的な支援体制の強化」を社会福祉法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」に、「施策4 権利擁護の推進」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

〔 位置付け図 〕



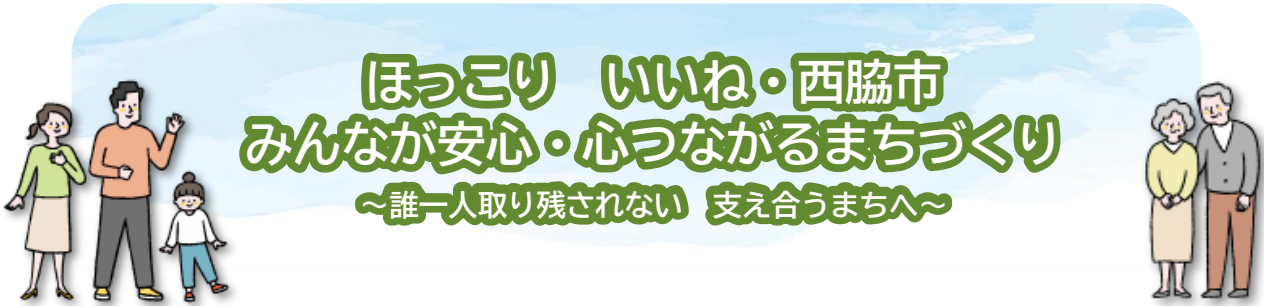
計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間とします。

音声
コード

計画の基本理念

本市に暮らす全ての人が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、誰一人取り残されない安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

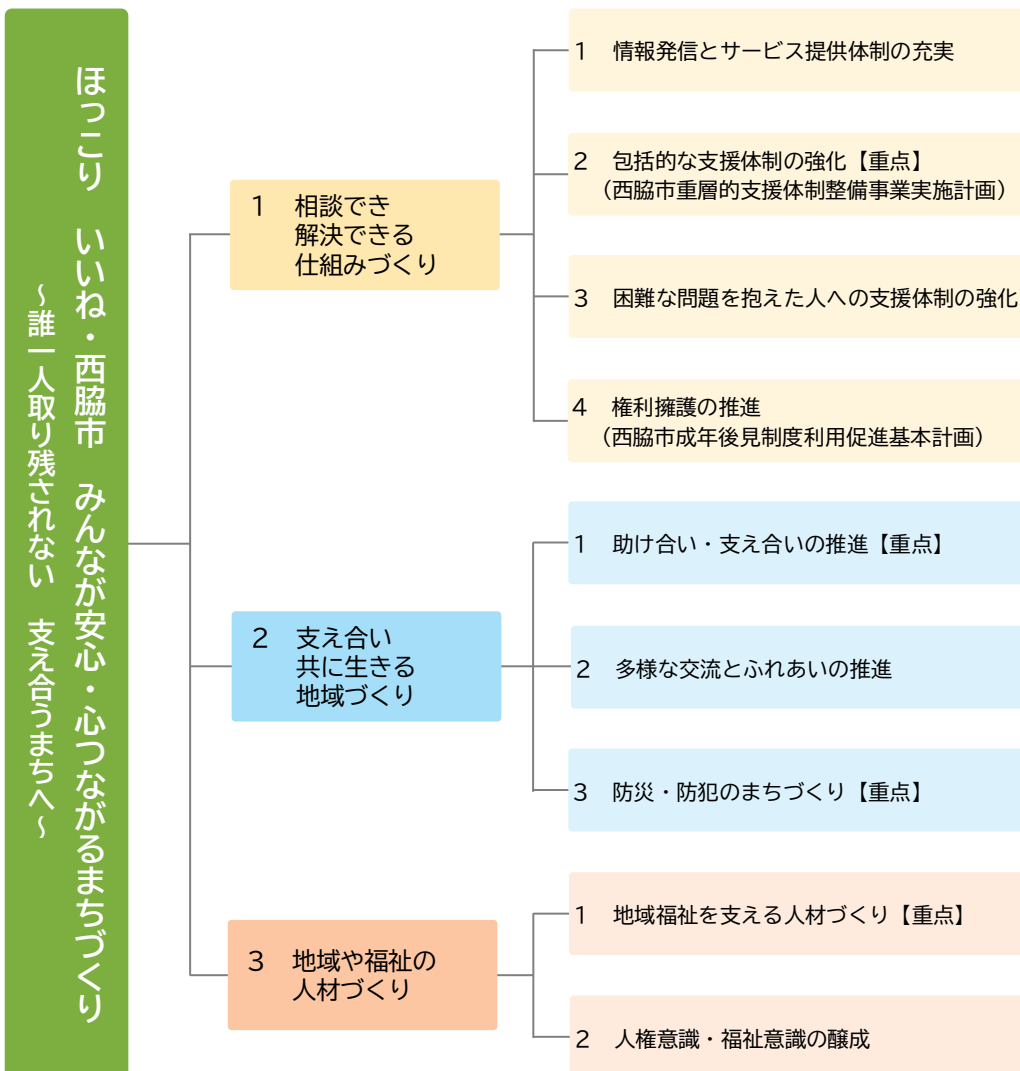


計画の体系

[基本理念]

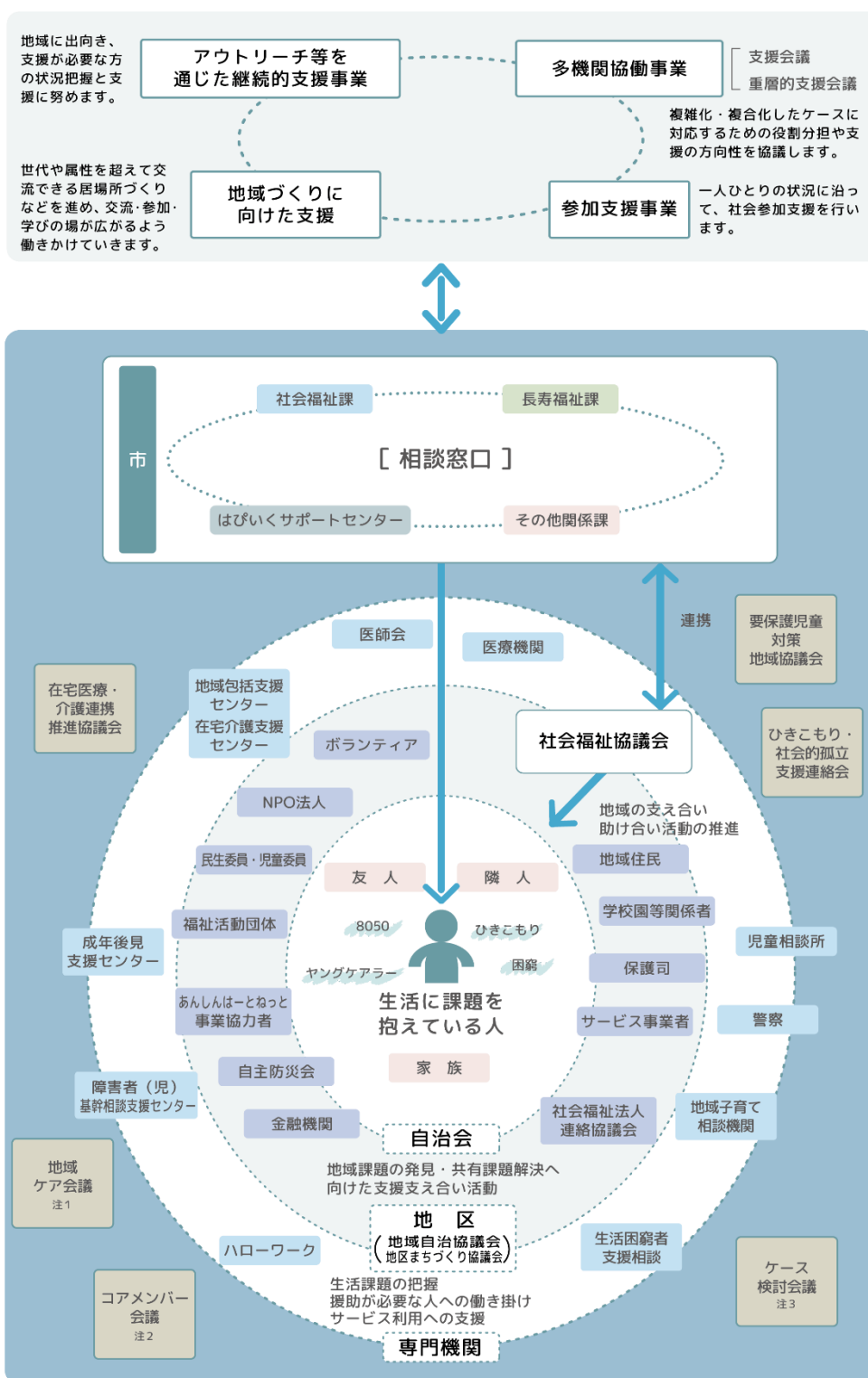
[基本方向]

[施策]



音声
コード

包括的な支援体制のイメージ



注1：市の担当部署と関係機関が、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう地域課題を話し合う会議

注2：市の担当部署と関係機関が、虐待の事実有無や緊急性の判断、初期の対応方針を決定する会議

注3：市の担当部署と関係機関が、個別の事例（ケース）について情報を共有し、より適切な支援方針を立てるための会議

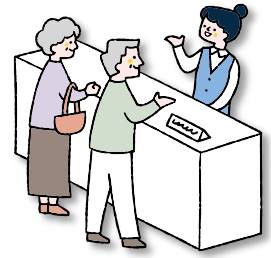
音声
コード

施策の展開

基本方向1 相談でき解決できる仕組みづくり

地域住民が抱える生活上の困りごとや不安を身近な場所で気軽に相談でき、適切な支援につながるよう、わかりやすい情報発信とサービス利用環境の充実に努めます。

また、生活上の複合的な課題を解決するため、相談を受け止め、地域課題や生活支援ニーズを把握するとともに、関係機関との情報共有や専門機関相互の連携によるネットワークの強化など、市全体で多機関が協働する包括的な支援を行うことができる体制づくりを推進します。



施策1 情報発信とサービス提供体制の充実

- 様々な媒体を用いて、年代やニーズに応じた情報発信の充実に努めます。
- 行政や関係機関が連携し、情報発信の充実に努めます。
- 良質なサービス提供体制の充実に努めます。

地域みなさんに期待すること

- 日頃から保健・福祉・医療の制度やサービスについて、分野別パンフレットや広報紙、ホームページ、SNS等を活用し情報収集する。
- 必要な情報が得られないときは、関係機関や行政に積極的に相談する。

施策2 包括的な支援体制の強化（西脇市重層的支援体制整備事業実施計画）【重点】

- 行政、社会福祉協議会を中心に、地域住民や関係機関が一体となって「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。
- 地域の力を最大限に活用した「地域共生社会」の構築を進めます。

地域みなさんに期待すること

- 悩んでいる人や孤立している人を見つけたら、相談機関等につなぐ。

施策3 困難な問題を抱えた人への支援体制の強化

- 警察や医療機関などの専門機関が連携を深め、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。
- 過ちを犯した人の立ち直りについての理解を促進し、社会的な自立支援を行います。

地域みなさんに期待すること

- 虐待かもしれないと気付いたら、ためらわずに通報する。

施策4 権利擁護の推進（西脇市成年後見制度利用促進基本計画）

- 本人の意思決定を最優先し、成年後見制度の周知・普及を図ります。
- 認知症や障害特性を理解した上で支援を行える担い手の育成に努めます。

地域みなさんに期待すること

- 成年後見支援制度についての知識を深める。



社会とのつながりを支援
いきいきふれ愛まつりの開催



地域づくりに向けた支援
介護予防の取組

基本方向2 支え合い共に生きる地域づくり

高齢者単身世帯等の増加や地域コミュニティの希薄化が進行する中で、行政、関係機関、団体等が協働し、防災・防犯体制や見守り活動の推進など、地域における支え合いの仕組みを強化することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、地域住民が世代や属性を超えて交流し、ふれあう機会や居場所などを創出することで、地域のつながりを深め、日頃からお互いに支え合い、助け合う市民意識の向上を図ります。



施策1 助け合い・支え合いの推進【重点】

- 地域活動のネットワーク化を推進し、助け合い・支え合いの仕組みづくりにつなげます。
- 組織・団体の立上げ支援とともに、市民活動の活性化や参加促進を図ります。

地域みなさんに期待すること

- 近所同士の身近な支え合いやボランティア活動、講座等に参加、協力する。
- 地域の高齢者、障害のある人や子どもの小さな異変に目を向け、身近な相談窓口につなぐ。

施策2 多様な交流とふれあいの推進

- 世代間での交流を進めます。
- 多文化共生社会に向けた取組を推進します。
- 地域全体で子育てを支える意識を醸成します。

地域みなさんに期待すること

- 地域の取組に積極的に参加する。
- みんなが気軽に集まれる場をつくる。
- 積極的に住民主体の活動を広げる。



障害福祉サービス事業所等の製品を販売するふくしまるシェの開催



地域住民による子どもの居場所

施策3 防災・防犯のまちづくり【重点】

- 地域が主体となった防災活動や住民相互のつながりづくりを支援します。
- 避難所の環境や運営体制の改善を図るとともに、関係機関との連携体制を強化します。
- 地域等との連携による防犯活動を支援します。

地域みなさんに期待すること

- 自治会による防災訓練に参加する。
- 地域での見回りや安全パトロールへの協力など防犯意識を高めるとともに、消費者被害を防止するため、正しい知識を得るよう努める。

基本方向3 地域や福祉の人材づくり

地域住民が気軽にボランティア活動を行える環境づくりや新たな参加を促進するためのきっかけづくりを進め、地域福祉活動を担う人材の育成を図るとともに、地域活動団体をはじめとした事業者、関係機関等による人材確保の支援に努めます。



また、安心して暮らせる地域社会の実現に向け、次代の社会を担う子どもから大人まで生涯にわたり人権や福祉について理解を深める学習機会の充実に努め、多様性を認め、全ての人が尊重される人権・福祉意識を育てていきます。

施策1 地域福祉を支える人材づくり【重点】

- 福祉専門職の資質向上や地域福祉を支える人材の育成に取り組みます。
- ボランティア活動の活性化と人材の裾野の拡大を図ります。
- 福祉サービス事業所の若手職員に向けた制度の利用促進に努め、働きやすい職場環境の整備を推進します。
- 福祉人材の確保と離職防止を図ります。

地域みなさんに期待すること

- 支え合いの大切さについて関心を持ち、理解を深める。
- ボランティア等の養成講座に参加し、可能な範囲で地域の活動に参加する。
- 働きやすく、やりがいを感じられる職場環境の整備に努める。

施策2 人権意識・福祉意識の醸成

- 人権啓発活動の充実に図りながら福祉活動への理解と参加を推進します。
- 子どもの権利を守り、子どもの意見表明と社会参画の機会を促進します。

地域みなさんに期待すること

- 一人ひとりが自分のこととして、人権問題に関心を持ち、積極的に学びの場に参加する。
- 人権教育の機会を通じて、家族、友人・知人、地域の人などと話し合う。
- 大人は、子どもが社会の一員であることを理解し、子どもの意見に耳を傾ける。



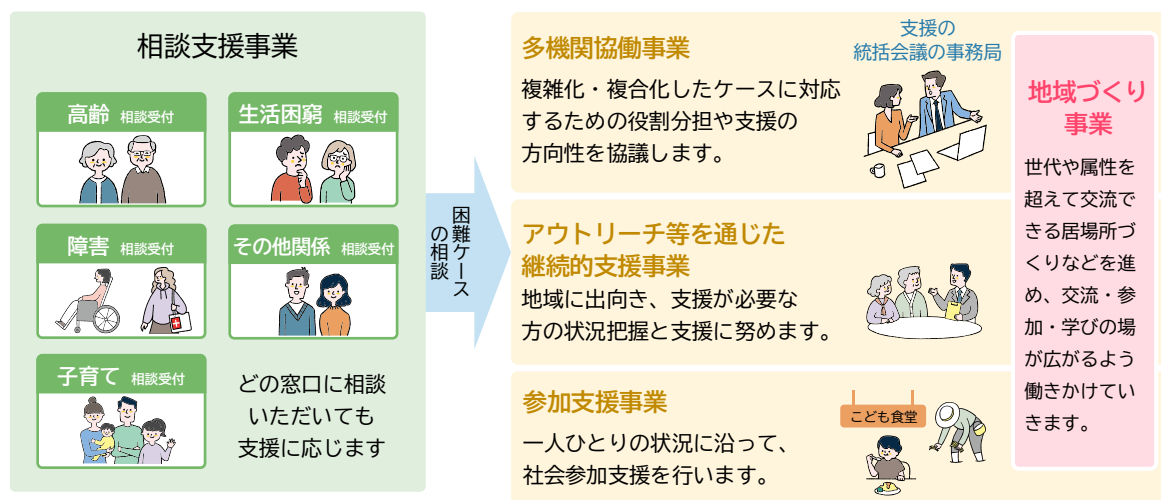
給食ボランティアによる高齢者へ届けるお弁当作り



子どもの意見を聴く場
西脇こども会議の開催

音声
コード

重層的支援体制整備事業の全体像



分野ごとの相談窓口一覧

分野	名称	電話・FAX 市外局番0795	場所
高齢	高齢者総合相談 <対象地域> 津万地区(下戸田・上野を除く) 日野地区・比延地区・黒田庄地区	電話：27-8012 FAX：27-8013	黒田庄町前坂 2140 黒田庄福祉センター 1階 にしわき北地域包括支援センター
	<対象地域> 西脇地区・津万地区(下戸田・上野) 野村地区・重春地区・芳田地区	電話：27-8560 FAX：27-8561	下戸田 128-1 健康福祉連携施設 1階 にしわき南地域包括支援センター
障害	障害者(児)相談	電話：27-8450 FAX：27-8451	下戸田 128-1 健康福祉連携施設 1階 西脇市障害者基幹相談支援センター ういーぶねっと
		電話：25-0551 FAX：25-0550	西脇 771-86 障害者相談支援センター ぱれっと
子育て	家庭児童相談	電話：22-3111 FAX：23-5219	下戸田128-1 市役所 (はぴいくサポートセンター)
	ヤングケアラー相談 ひとり親家庭相談		
女性	女性相談		
生活困窮 生活保護	生活困窮・生活保護相談	電話：22-3111 FAX：22-6037	下戸田128-1 市役所(社会福祉課)
ひきこもり	ひきこもり相談		
DV(暴力)	配偶者暴力相談支援センター	電話：27-8456	
心配ごと	心配ごと相談		
ボランティア	ボランティアセンター	電話：22-5400 FAX：23-1891	和布町277-1 西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館内 西脇市社会福祉協議会
成年後見制度	西脇市成年後見支援センター (こうけん にしわき)		

音声
コード

第4次西脇市地域福祉計画(概要版)

発行：西脇市 編集：西脇市福祉部社会福祉課